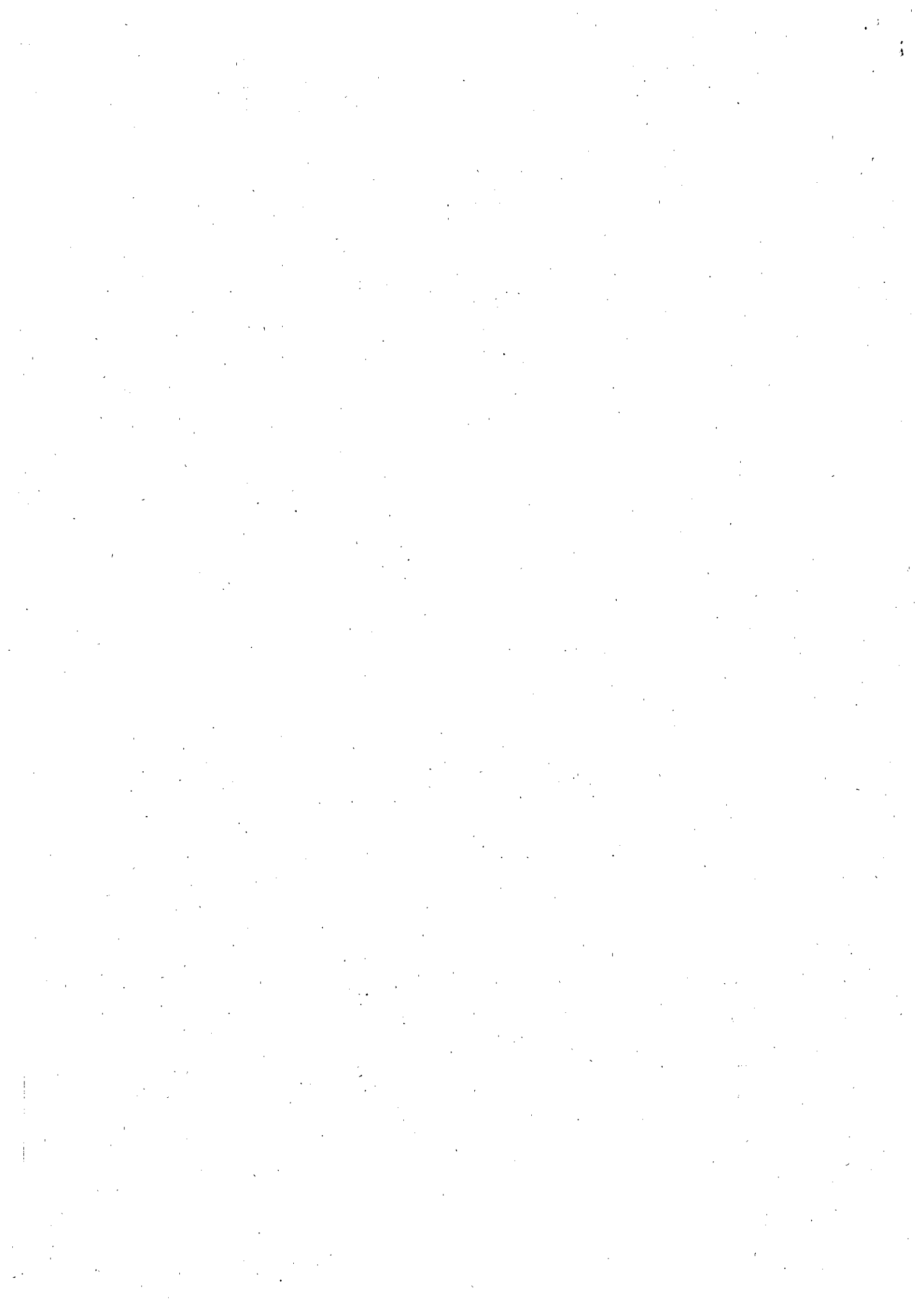


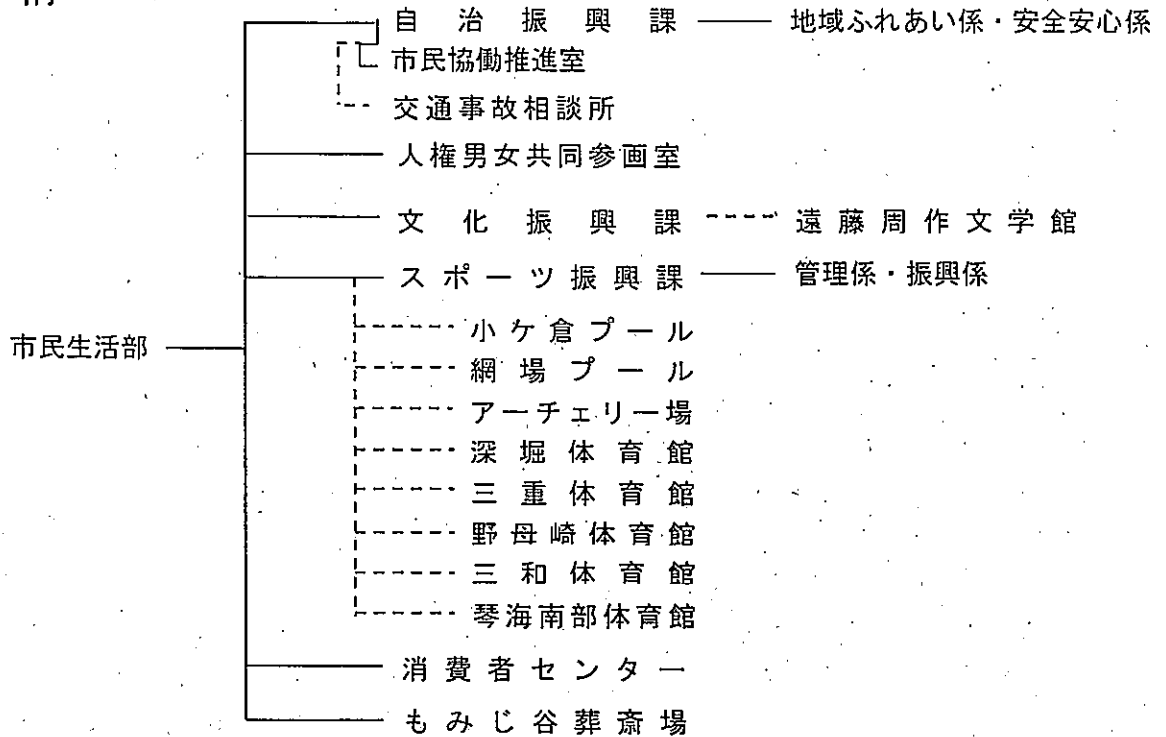
所管事項調査 ①

目次

	頁
1 機構	1
2 職名及び正規職員数	1
3 分掌事務	2～4
4 所管事務の現況等	
自治振興課	5～13
人権男女共同参画室	14～16
文化振興課	17～20
スポーツ振興課	21～26
消費者センター	27～31
もみじ谷葬斎場	32～34



1 機 構



2 職名及び正規職員数

令和3年6月1日

市民生活部長	宮崎 忠彦			
課名 (職員数)	職名	氏名	職名	氏名
自治振興課 (16人)	課長(次長兼務) 課長補佐	古賀 陽子 中村 太	地域ふれあい係長 安全安心係長	生駒 太一 田原 剛樹
市民協働推進室 (4人)	室長(次長兼務)	水田 光一	係長	淵上 しほ子
人権男女共同参画室 (8人)	室長(次長兼務)	福田 健太郎	係長 係長	岡本 明子 室谷 美都
文化振興課 (13人)	課長(次長兼務)	高木 規久子	係長 係長 遠藤周作文学館館長	松尾 真由美 栗浦 恵美 松村 康史
スポーツ振興課 (11人)	課長	井 克史	管理係長 振興係長	久松 貴臣 中村 哲也
消費者センター (14人)	所長	島田 清隆	係長 係長	福田 桂子 梅原 美佳子
もみじ谷葬斎場 (9人)	場長	坂下 義則	係長	田中 正一
交通事故相談所	所長	自治振興課長の兼務		
アーチェリー場	場長	スポーツ振興課長の兼務		
合計	76人			

※ 職員数には再任用職員は含まない。

※ 小ヶ倉プール及び網場プールの場長並びに深堀体育館、三重体育館、野母崎体育館、三和体育館及び琴海南部体育館の館長については、各地域センター長の兼務

3 分掌事務

令和3年6月1日

<p>自治振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 地域自治活動の推進に関すること。 (3) 未帰還者、引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等に係る援護に関すること。 (4) 旧軍人及び旧軍属の恩給等に関すること。 (5) 葬祭費の一部補助に関すること。 (6) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (7) 地縁による団体の認可等に関すること。 (8) 保健環境自治連合会との連絡調整に関すること。 (9) 安全・安心まちづくりの推進に関すること。 (10) 市民相談に関すること。 (11) 庁内案内に関すること。 (12) 暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議に関すること。 (13) 行政対象暴力の対策に係る総合調整に関すること。 (14) 公益通報者保護制度に関すること(人事課の所管に係るものを除く。) (15) 違法駐車等の防止に関すること。 (16) 交通安全思想の普及及び啓発に関すること。 (17) 交通事故相談所との連絡調整に関すること。 (18) 交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会に関すること。 (19) 交通安全に係る関係団体との連絡調整に関すること。 (20) 市民協働推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (21) 部内事務の連絡調整に関すること。
<p>市民協働推進室</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市民との協働の推進のための施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2) NPO、ボランティア等に関すること。 (3) 市民活動センターに関すること。 (4) 市民力推進委員会及び提案型協働事業等選定審査会に関すること。
<p>交通事故相談所</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被害者等に係る損害賠償問題、更生問題その他の問題についての総合的な相談指導に関すること。 (2) 被害者等の状況に応じ、各種援護機関へのあつせんに関すること。 (3) 被害者等の援護についての広報に関すること。 (4) 各種援護機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他被害者等の相談業務に関すること。
<p>人権男女共同参画室</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 人権及び男女共同参画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 人権及び男女共同参画の意識啓発に関すること。 (3) 人権及び男女共同参画に係る調査研究及び資料の収集に関すること。 (4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関すること。 (5) 同和問題の総合調整に関すること。 (6) 婦人保護事業に関すること。

人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> (7) 人権及び男女共同参画に係る関係団体等との連絡調整に関する事。 (8) 男女共同参画推進センターに関する事。 (9) 男女共同参画審議会及び人権教育・啓発審議会に関する事。 (10) 男女共同参画に関する個人の相談に関する事。 (11) 配偶者暴力相談支援センターに関する事。
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化活動の総合調整に関する事。 (2) 芸術文化の普及及び振興に関する事。 (3) 文化団体との連絡調整に関する事。 (4) 著作権に係る指導及び助言に関する事。 (5) 文化施設の建設及び設置に関する事。(文化財課の所管に係るものを除く。) (6) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関する事(スポーツ振興課の所管に係るものを除く。) (7) 遠藤周作文学館との連絡調整に関する事。 (8) チトセピアホール及びブリックホールに関する事。 (9) 芸術文化活動助成金交付審査会及び文化振興審議会に関する事。
遠藤周作文学館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する事。 (2) 遠藤周作に関する資料の収集、保存及び展示に関する事。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育の総合調整に関する事。 (2) 体育施設の運営指導に関する事。 (3) 体育施設の建設計画に関する事。 (4) 体育施設の設置に関する事。 (5) 体育施設の使用管理に関する事。 (6) 市民総合プール、市民神の島プール及び諏訪体育館に関する事。 (7) 社会体育の普及及び振興に関する事。 (8) 社会体育の指導育成に関する事。 (9) スポーツ推進審議会に関する事。 (10) アーチェリー場との連絡調整に関する事。 (11) 公共施設案内・予約システムに登録している有料の公園施設の利用許可及び使用料の徴収に関する事。 (12) 公共施設案内・予約システムに登録している無料の公園施設の行為許可に関する事。 (13) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関する事(文化振興課の所管に係るものを除く。) (14) 公益財団法人長崎市スポーツ協会その他の体育団体との連絡調整に関する事。
小ヶ倉プール 網場プール	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する事。 (2) 水泳プールの利用に関する事。
アーチェリー場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理及び利用許可に関する事。 (2) アーチェリー場の利用に関する事。

<p>深堀体育館 三重体育館 野母崎体育館 三和体育館 琴海南部体育館</p>	<p>(1) 施設の維持管理に関する事。 (2) 体育館の利用に関する事。</p>
<p>消費者センター</p>	<p>(1) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関する事。 (2) 消費者啓発及び消費者教育に関する事。 (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する事。 (4) 金融広報生活設計の奨励に関する事。 (5) 消費者苦情処理委員会に関する事。 (6) 消費者団体その他関係団体との連絡調整に関する事。 (7) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）による消費生活用製品の販売事業者の立入検査等に関する事。 (8) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）による家庭用品の販売事業者の立入検査等に関する事。 (9) 計量に関する事。 (10) 戸籍の証明に関する事。 (11) 住民基本台帳に係る諸証明に関する事。 (12) 印鑑登録の証明に関する事。 (13) 市税に係る諸証明に関する事。 (14) 身元証明その他の諸証明に関する事。 (15) 市民サービスコーナー（消費者センター内に設置するものに限る。）との連絡調整及び維持管理に関する事。 (16) 旅券に関する事。</p>
<p>もみじ谷葬斎場</p>	<p>(1) 火葬に関する事。 (2) 死胎の埋葬及び火葬の許可に関する事。 (3) 死産届に関する事。 (4) 火葬場整備計画審議会に関する事。</p>

4 所管事務の現況等

自治振興課

1 全体概要

自治振興課は、自治会等の住民組織との連携・支援、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づく被災者援護、戦没者の遺族等に係る援護、防犯・交通安全に取り組む団体との連携・支援、犯罪被害者等の支援、市民相談・交通事故相談、行政対象暴力対策などの事務を所掌している。

また、市民協働推進室は、市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力である市民力の向上につながる取り組みや、市民との協働を推進している。

2 住民組織との連携・支援

(1) 自治会の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	内 訳 () は前年数
自治会数	984 自治会 (980)
認可地縁団体	185 団 体 (184)
連合自治会数	88 連合自治会 (86)
自治会加入率	66.8 % (67.6)

(2) 自治会活動への支援

区 分	事 業 内 容 等
広報ながさき等配布謝礼金	広報紙等の配布に対して謝礼金を支給。 1世帯につき 648円/年
住民活動保険への加入	市が損害保険会社と保険契約し、活動中の事故を補償する。
自治会集会所建設奨励費補助金	自治会集会所の新築、購入、増築、補修又は水洗便所への改築、危険な塀の補修等をする自治会に対し、予算の範囲内で補助対象経費の1/2（1000万円を限度。ただし、水洗便所への改築の場合は50万円を限度）を補助する。 ※市長が避難所として指定し、又は指定する見込みの自治会集会所に対しては、補助対象経費の3/4（1500万円を限度。ただし、水洗便所への改築の場合は75万円を限度）を補助する。（平成29年度～） 【令和2年度実績 新築0件、補修37件、水洗化1件】

区 分	事 業 内 容 等
自治会広報掲示板設置補助金	自治会の広報活動の一環として、自治会の住民相互の情報の迅速化及び確実化を図るため、自治会が掲示板を設置する場合、補助対象経費の1/2（5万円を限度）を補助する。 【令和2年度実績 20自治会 24基】
いきいき地域サポーター派遣事業	様々な分野で豊かな知識や技術を有している方を自治会などに派遣することで自治会活動を支援する。 【令和2年度実績 2件 参加者延べ43人】
ながさき自治振興推進大会の開催	自治会活動の促進を図るため、自治会活動の事例発表や市政への協力に対する感謝状の贈呈を行う。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として大会の時間を短縮したため、事例発表はなし）
長崎市保健環境自治連合会補助金	長崎市保健環境自治連合会に加入する自治会共通の保健環境の向上及び地域コミュニティ活動の推進のため補助する。
駐車場料金の補助	自治会用務で市役所に来庁した自治会役員が市営桜町駐車場を利用した場合、駐車場料金の一部（1時間分:270円）を補助する。
長崎市 GoTo 自治会応援事業	自治会や連自治会がコロナ禍においても自治会活動を安心して再開できるよう、自治会活動に係る感染症対策経費を支援する。 【令和2年度実績 194自治会 21,527,373円】

(3) 自治会への加入促進の取り組み

区 分	事 業 内 容 等
自治会加入の協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・（公社）長崎県宅地建物取引業協会長崎支部、（公社）全日本不動産協会長崎県本部、長崎市保健環境自治連合会との加入促進協定書に基づく入居世帯への加入呼びかけ ・新築アパート、マンション等のオーナーへの協力依頼 ・企業への協力依頼 ・市営及び県営住宅入居説明会での加入呼びかけ ・大学等での新入生への加入呼びかけ ・転入・転居時の各地域センター等の窓口における加入チラシ配布
自治会加入・参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ながさき、市ホームページ等における加入啓発、活動紹介 ・加入促進動画の制作及び動画配信
自治会運営・加入促進補助	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページからの自治会加入申込対応 ・QRコードを利用した自治会一括発送文書のホームページ公開

区 分	事 業 内 容 等
加入促進月間の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎等への加入促進横断幕・のぼり・看板の設置 ・自治会掲示板へのポスター掲示 ・自治会への加入促進グッズの配布
自治会未設立地域への対応	自治会の設立説明会等の支援

3 被災者援護

区分	被害の種類・程度	内 訳	金額
災害弔慰金	市内で5世帯以上の住家が滅失した自然災害等	死亡した市民の遺族に支給	生計維持者 500万円 その他の者 250万円
災害障害見舞金		著しい障害を受けた市民に支給	生計維持者 250万円 その他の者 125万円
災害援護資金貸付金	災害救助法の適用を受けた災害により被災した世帯への貸付け		被害の程度に応じ 150万円～350万円
被災者生活再建支援制度	市内で10世帯以上の住家が滅失した自然災害等	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給	【基礎支援金】 被害の程度に応じ 50万円～100万円 【加算支援金】 住宅の再建方法に応じ 50万円～250万円
小 災 害 り災者見舞金	災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない火災、風水害等により被災した者又は世帯	弔慰金（死亡） 【令和2年度 4件4人】	生計維持者 14万円 その他の者 7万円
		全焼（壊） 【令和2年度 20世帯】	1人世帯 50,000円 1人増すごとに5,000円
		半焼（壊） 【令和2年度 19世帯】	1人世帯 30,000円 1人増すごとに5,000円
		重 傷 【令和2年度 0件】	1人につき 10,000円

4 安全・安心まちづくりの推進

区 分	内 容
安全・安心まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり行動計画による安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的推進 ・青色回転灯防犯パトロール活動への支援 【令和3年4月1日現在 市内19団体】 ・長崎犯罪被害者支援センターへの支援 ・長崎県更生保護協会長崎支部への支援 ・安全・安心・交流センターの利用促進 ・地域防犯講座 【令和2年度実績 2回】 ・再犯防止シンポジウム開催への支援 ・防犯カメラ設置事業への支援
暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会の開催 ・防犯パネル展の開催や広報紙の作成及び配布を通じた広報啓発活動
長崎市防犯協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市内6地区の防犯協会への支援 ・防犯功労表彰 【令和3年度 5名】

5 犯罪被害者等の支援

主な支援施策	区 分	内 容
相談及び情報の提供等	犯罪被害者等支援の総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所での手続きのワンストップ対応 ・情報の提供、関係機関等との連絡調整など
経済的負担の軽減	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪行為により死亡した被害者の遺族に30万円を支給
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪行為により重傷病(療養1か月以上かつ入院3日以上など)を負った被害者本人に10万円を支給
	転居費用助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪等により死亡した被害者と犯罪行為が行われたときにおいて同居していた遺族又は対象となる犯罪被害(重傷病、性犯罪、放火)を受けた本人に、転居に要した費用として20万円(補助率10/10、2回まで)を上限に支給
	家賃助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪等により死亡した被害者と犯罪行為が行われたときにおいて同居していた遺族又は対象となる犯罪被害(重傷病、性犯罪、放火)を受けた本人に、新たに入居した賃貸住宅の家賃として3万円/月(補助率1/2、6月まで)を上限に支給

6 市民相談

(1) 相談内容等

区 分	内 容	相 談 日	担 当
一般相談	民事問題全般、市政についての相談等	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分	自治振興課相談員
専 門 相 談 (面談による相談)	法律相談	月・火・木曜日 午後1時～4時	長崎県弁護士会
	国税相談	毎月5日 午後1時～4時	九州北部税理士会長崎支部
	登記相談	火曜日 午後1時～4時	長崎県司法書士会・ 長崎県土地家屋調査士会
	不動産相談	金曜日 ※第5金曜日を除く 午後1時～4時	長崎県宅地建物取引業協会
	住宅リフォーム 事前相談	第2水曜日 午後1時～4時	長崎市住宅相談連絡協議会
	マンション 管理相談	第2水曜日 午後1時～4時	長崎県マンション管理士会

※法律相談は、令和3年4月1日相談分から当日受付のほか事前予約受付を開始

(2) 取扱件数

区 分	取 扱 件 数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一 般 相 談	4,288件	3,683件	3,273件
法 律 相 談	765件	646件	521件
国 税 相 談	88件	77件	50件
登 記 相 談	198件	165件	128件
不 動 産 相 談	150件	126件	121件
住宅リフォーム事前相談	11件	5件	20件
マンション管理相談	9件	16件	12件
合 計	5,509件	4,718件	4,125件

7 交通事故相談

(1) 相談内容等

内 容	相 談 日 時	担 当
交通事故全般	月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時	交通事故相談員

内 容	相 談 日 時	担 当
法 律 問 題	月・火・木曜日 午後1時～4時	長崎県弁護士会

(2) 取扱件数

区 分	取 扱 件 数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交通事故全般	61件	60件	34件
法 律 問 題	12件	6件	5件
合 計	73件	66件	39件

8 庁内案内業務

市役所本館1階総合案内所における来庁者に対する案内

来庁者への案内件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	76,353件	73,782件	73,020件

9 行政対象暴力対策

項 目	内 容
行政対象暴力に関する情報の収集と共有化及び市民への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・警察その他の関係機関との連携、協力関係の強化 ・庁内における行政対象暴力に係る情報の収集と共有化 ・庁内の巡回による不審物や人物の有無、市民の手の届く場所に凶器になり得る物がないか等の確認、指導 ・令和2年度における庁内での対応実績 行政対象暴力 5件（うち1件が逮捕案件） 不当要求行為 1件 情報提供等 30件 計36件
職員の危機管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力への対応（ロールプレイによる実践等）研修【令和2年度実績 5回、受講者数201人】 ・受傷事故防止（さすまた等を使用した護身術の会得等）のための研修【令和2年度実績 2回、受講者数136人】

10 交通安全対策

区 分	内 容
交通安全思想の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の幼稚園・保育所での交通安全教室の実施 【令和3年度予定 151園、293回】 ・交通安全協力者の表彰 ・交通指導員による立哨・交通ルールの指導 【令和3年6月1日現在 81人】 ・交通安全講座 【令和2年度実績 1回、受講者数29人】 ・小学校育友会及び長崎市交通安全母の会の連合会交通安全活動への支援 ・長崎市交通安全協会連合会への支援

11 市民協働の推進（市民協働推進室）

市民協働推進室は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりを推進するために、「市民力」（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）の向上と、市民との協働の推進に係る事業を実施している。

(1) 長崎市市民力推進委員会

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること。

委員数：20名以内（令和3年5月末現在 16名）

任 期：2年（令和2年5月18日から令和4年5月17日）

(2) 提案型協働事業

市民活動団体等の発想を活かした事業の企画提案を募集し、市民活動団体等と行政との「協働」で、多様な地域課題の解決に取り組むもの。

きめ細やかなサービスの提供により、市民満足度を高め、また、協働というシステムを広く周知し幅広い協働の実践につなげる。

*長崎市提案型協働事業等選定審査会において審査し採択する事業を選定。

委員数：6名以内（令和3年5月末現在 6名）

任 期：2年（令和元年9月2日から令和3年9月1日）

【令和3年度実施事業：市民提案型2件（令和2年度採択事業）】

市民活動団体名	市担当者	事業名
一般社団法人 トムテのおもちや箱	子育て支援課	切れ目のない子育て支援環境整備事業
もってこい長崎レクリエー ショングループお手玉の会	市民協働推進室	「知って」「考えて」「行動する」よかまちづくり事業

(3) 市民活動支援補助金

本市に活動拠点を置く市民活動団体が行う事業を対象に経済的支援を行う。

ア 市民活動スタート補助金 1 団体 10 万円上限、1 団体 1 回限り (補助率 4/5)

イ 市民活動ジャンプ補助金 1 団体 50 万円上限、1 団体 3 回まで
(補助率: 1 回目 3/4、2 回目 2/3、3 回目 1/2)

ウ 市民活動人材育成補助金 スキルアップのための研修等への派遣及び実施の補助

(4) ちゃんぼんミーティングの開催

本市のまちづくりについて、地域で活動している個人又はグループが、市長と意見交換を行うとともに、参加者同士のネットワーク化を図り、本市の活性化につなげることを目的に、毎回テーマを設定し、参加者を公募。概ね 15 人を上限とし、参加者を決定し開催。

(5) 協働のまち魅力発信事業

協働事例や市内で活動している市民活動団体・地域団体取材し、長崎ケーブルメディアの「もってこい市民力」で放映 (10 分程度×12 月)。

また、長崎市市民活動センター「ランタナ」のホームページ内において動画で内容を公開 (YouTube)

(6) 長崎伝習所事業

昭和 61 年にまちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的に設立し、市民が提案したテーマごとに塾生を募集し、塾長を中心に市民と行政が協働で調査研究等を行なう「塾事業」と、まちづくりリーダーの育成などを行う「つながり事業」を柱とした事業を展開。

ア 令和 3 年度「塾」

塾名	塾長名	備考
知る！見る！食べる!!滑石ふるさと歴史塾	田川 善史	新規
長崎 Baby・Kids LOVERS 塾	碓 ちひろ	新規
長崎を舞台にショートショート塾	長野 大生	新規
長崎トラフグ応援隊塾	多良 敏男	継続
のもぎき自然塾	山本 春菜	継続
ながさき未来塾	野口 美砂子	継続

イ 自分新化講座

福地茂雄氏 (アサヒビール (株) 元会長、NHK 元会長、(公財) 新国立劇場運営財団顧問、長崎大学経済学部卒業) のプロデュースのもと、様々な分野において国内外で活躍されている方々を講師に迎え、市民の皆さんがなかなか聞くことができない話により刺激を受け、未来に向けて新たな一歩を踏み出すきっかけづくりとして、3 回開催予定。

(7) 市民活動センター「ランタナ」(長崎市馬町 21-1)

様々な分野のボランティアや市民活動を行っている方々、またこれから活動しよう
と考えている方々のための交流拠点施設として開設。

平成 30 年度から指定管理者制度を導入。

有料施設	貸事務室(5室)・会議室(1室)・事務機器(印刷機等)
無料施設	交流サロン・作業スペース・メールボックス
開館時間	平日 8:45~22:00 土日祝日 8:45~17:30
休館日	1/1~1/3、12/29~12/31
開館日	平成 20 年 10 月 1 日
運 営	指定管理者：NPO 法人環境保全教育研究所
来館者数	令和 2 年度：6,346 人 (令和元年度：9,037 人)

人権男女共同参画室

1 全体概要

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して策定した「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」（平成25年度～令和3年度）に基づき、人権啓発に関する施策を推進する。

また、長崎市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して策定した「第2次長崎市男女共同参画計画」（平成23年度～令和3年度）に基づき、男女共同参画に関する施策を推進する。

2 計画の推進体制

(1) 施策の取組み

人権教育・啓発並びに男女共同参画においては、市民、事業者、市（行政）が互いに連携して計画を推進しており、人権男女共同参画室と関係所管課が中心的役割を果たしつつ、進捗管理を行いながら取り組んでいる。

(2) 長崎市人権教育・啓発審議会

人権教育・啓発に関する重要事項について調査審議する。

委員 14 人（女性 8 人、男性 6 人）※任期：R元. 7. 1～R3. 6. 30

(3) 長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項や苦情の処理に関する事項などについて調査審議する。

委員 15 人（女性 10 人、男性 5 人）※任期：R3. 4. 3～R5. 4. 2

(4) DV（※）被害者支援連絡会議の設置

庁内の関係所管課で構成されるDV被害者支援連絡会議を設置し、DVの防止、被害者の自立及び支援の充実を図っている。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者間、同居を共にする交際相手間の暴力

3 人権男女共同参画室の業務

(1) 人権啓発【令和2年度実績】

講演会等開催	<ul style="list-style-type: none">・市民の人権意識の高揚と人権問題の正しい理解を目的として、長崎市、長崎市教育委員会、長崎市PTA連合会の主催事業として、人権問題をテーマに「人権問題講演会」を開催している。 開催日：12月21日（月） 参加者数：247人・人権に関する正しい知識を市民等に周知・啓発することを目的として、ターゲットを絞って中小規模講座を実施している。 開催日：10月22日（木） 参加者数：37人
--------	--

啓発資料発行 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚と人権問題の正しい理解を目的として、啓発資料『人権問題特集号』及び啓発用リーフレットを毎年1回作成し、市民に広く配布している。 人権問題特集号：広報紙折込み等で15万8,000部発行 啓発用リーフレット：5,000部発行 ・ホームページによる情報発信
人権擁護委員の 推薦等	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員法に基づき、適任と認める候補者を議会の意見を聞き法務大臣に推薦する。【令和3年6月1日現在委員数 23人】 ・花の種子を育てることを通じて子どもの人権意識を高めることを目的として、人権擁護委員等と共に行う「人権の花運動」を実施している。 【令和2年度実施校 小学校12校】 大浦、伊王島、為石、仁田佐古、三原、西山台、女の都、小江原、桜が丘、虹が丘、形上、聖マリア学院
パートナーシップ 宣誓制度	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者のカップルがその関係性を市長に宣誓し、その事実を証明する。

(2) 男女共同参画啓発【令和2年度実績】

アマランスフェスタ の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月1日から10月7日までの1週間を「パートナーシップ推進週間」と定めて、男女共同参画の推進のための啓発事業を実施しており、その一環として「アマランスフェスタ」を毎年開催し、基調講演や各種講座、男女イキイキ企業の表彰などを実施している。 開催日：10月3日（土）、4日（日） 参加者数：866人
啓発資料発行 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の男女共同参画推進の啓発を図るため、啓発資料『男女共同参画推進特集号』を毎年1回作成し、市民に広く配布している。 広報紙折込み等で159,500部発行 ・ホームページによる情報発信
女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等委員への女性の登用を促進するため、委員の改選時期には人材情報等を提供するなど、登用率向上への働きかけを行う。 【令和3年4月1日現在 登用率22.4%】
女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有及び情報発信
女性団体活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ながさき女性・団体ネットワーク事業 女性問題を視点とした学習会の実施 【令和3年5月23日現在 13団体、6個人】

(3) 相談事業

(単位：件)

区分	内 容	相談件数		
		30年度	元年度	2年度
一般相談	女性相談員による電話・面接相談 毎日（年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00 水曜夜間電話相談（祝日を除く） 18:00～20:00	1,115	1,168	1,068
法律相談	弁護士による法律相談 毎週金曜日（祝日を除く）13:00～16:00	212	212	140
心の健康 相談	臨床心理士による心の健康相談 木曜日（月2回）13:00～16:00	31	36	31
合 計		1,358	1,416	1,239

4 施設の管理運営

(1) 男女共同参画推進センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設としての適切な運営がなされている。

【参考資料】人権男女共同参画室所管施設

施設名	施設概要	指定管理者	主な事業
長崎市民会館 (長崎市男女 共同参画推進 センター)	【所在地】長崎市魚の町5番1号 (長崎市民会館1階) 【開設】平成4年10月1日 【開館時間】8時45分～21時 【休館日】12月29日～1月3日 その他管理上必要がある日 【施設】会議室：4室 研修室：2室 和室、交流コーナー、 図書情報室、幼児室 授乳室	株式会社NBCソシア 期間：令和3年4月1日 ～令和8年3月31日 (5年間)	・啓発事業 ・情報提供事業 ・交流促進事業 ・相談事業 ※一般相談、法律相談、心の健康相談の実施に関することは除く。

※【利用者数】令和元年度：48,194人
令和2年度：23,970人

文化振興課

1 全体概要

文化振興課は、芸術文化あふれる暮らしを創出するため、市民が芸術文化に親しみ、心豊かに生活することを目指し、芸術文化に触れる機会の創出及び市民の自主的な芸術文化活動の活性化のための事業を実施している。

2 自主文化事業

分野	事項名	事業名	令和3年度の事業内容	令和2年度実績 ※は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止または延期
音楽	音楽の魅力発信事業	アウトリーチコンサート	中央及び地元で活躍する音楽家を学校等に派遣する出前コンサートを開催する。(8回)	回数：7回 参加者：298人 ※3回中止
演劇・舞踊	市民参加舞台	市民参加型舞台公演	ブリックホール開館20周年から始まる「市民参加型舞台」。公募で集まった市民と一緒にこれまで制作した戯曲や音楽をもとに舞台作品を制作、公演する。	演劇ワークショップ 開催：6日間 参加者：延べ175人 観覧者：38人 ※公演は延期
		演劇アウトリーチ	学校などへ出向き、演劇というツールを使って、体の表現体験やゲームなどを楽しみながら最終的には簡単な演劇創作体験を実施する。(15回)	回数：9回 参加者：297人 ※7回中止
美術		長崎アートプロジェクト	地域でアートを身近に感じ、触れ親しむことを目的に、市民やアートサポーターを中心に、人材育成を行うための研修を実施する。	参加者：延べ105人 ※展覧会は中止
総合		Nagasaki まちなか文化祭	まちなかを舞台に、音楽や演劇等のステージや、美術作品の展示などを開催し、市民が芸術文化の発表をする機会及び鑑賞する機会を提供するとともに、まちなかの賑わいの創出を図る。	まちなか美術館のみ 開催：6日間
		芸術文化体験教室	若者を対象として気軽に芸術文化を体験できる機会を創出し、芸術文化活動に対する興味・関心を高めながら、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。	—
		長崎文化時間の創出事業	「新しい生活様式」にあった方法で、市の施設等を会場とした屋外コンサートや演劇公演等を行い、市民文化団体や市民演奏家等の活動再開を応援するとともに、市民が芸術文化に触れる機会を創出する。	開催：16回 参加者：1,627人

3 市民の文化活動の推進

(1) ブリックホールサポーター

市主催の文化事業のスタッフやラウンジコンサートの運営サポート、ブリックホール探検隊の企画・運営などを行うボランティア制度

登録数：63人（令和3年5月末現在）

活動実績：令和2年度 延べ179人

(2) 芸術文化活動助成事業

自主的な芸術文化活動を支援し、芸術文化の向上等を図るため、市民文化団体等が行う芸術文化活動及び合併地区における文化振興活動に対して助成を行う。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策として、公演等の動画配信やWEB上での作品発表なども対象としている。

ア 対象団体等

(ア) 市内で芸術文化活動等を行っている団体

(イ) 合併地区の文化協会等

イ 助成額 対象経費から収入を減じた額の1/2 (上限額 30万円)

(3) 芸術文化大会等出場奨励事業

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

区分	1人あたり金額
国際大会 (国内は全国大会に準じる)	30,000円
全国大会 (東海地区以東)	20,000円
全国大会 (近畿地区以西・沖縄地区)	15,000円
全国大会 (九州地区。県内は除く。)	5,000円
九州大会 (沖縄地区)	15,000円
九州大会 (県内は除く)	5,000円
県大会 (市内は除く)	1,000円

(4) マダム・バタフライフェスティバル

長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人 (マダム・バタフライ)」をテーマとした音楽フェスティバルとして、オペラ・クラシックコンサート及び子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめるイベントを実施する。

ア 内容：オペラ・クラシックコンサート

イ 開催時期：令和3年9月4日・5日

ウ 開催場所：ブリックホール

(5) 市民文化団体との共催による各種文化事業

ア 第70回長崎市民美術展 令和3年11月18日～26日、28日～12月5日

イ 第62回市民いけばな展 令和4年3月11日～13日

ウ 第69回長崎市民演劇祭 令和4年3月11日～21日

エ 第61回市民三曲演奏会 令和3年10月31日

オ 第70回長崎市民音楽祭 令和3年10月24日

(6) 長崎県美術展覧会開催費負担金

県内の美術作家から公募で選ばれた作品を展示する県美術展の開催に係る負担金

ア 日時 令和3年9月19日～10月3日

イ 主催 長崎県美術展覧会実行委員会

4 文化施設の管理運営

(1) ブリックホール及びチトセピアホール

ア 指定管理者との連携による利用者の視点に立った柔軟な運営を行う。

イ 設備を更新することにより機能及び利用者の利便性を向上させる。

(2) 遠藤周作文学館

長崎市ゆかりの文学者遠藤周作氏の遺品、作品その他資料を展示するとともに、遠藤周作没後25周年記念事業の実施や企画展示のリニューアルを行う。

5 新たな文化施設の整備

新たな文化施設の整備に向けて、令和元年7月にビジョンや求められる機能、規模など、基本的な考え方を示す基本構想を策定した。現市庁舎跡地での整備に向け、さらに具体的な検討を進めるため、令和2年度から3年度にかけて、幅広い意見を聴取しながら基本構想の次の段階となる基本計画の策定を行う。

【参考資料】文化振興課所管施設一覧表

施設名	施設概要	座席数		稼働率 (%)		利用者数 (人)	
				R元年度	R2年度	R元年度	R2年度
ブリックホール	【所在】 茂里町 2-38 【開館】 平成10年10月1日 【主な施設】 大ホール、 国際会議場、楽屋9、 会議室5、練習室3、 リハーサル室1、 特別室3、和室2、 茶室1	大ホール	2,002	73.0	34.3	193,139	24,196
		国際会議場	426 (最大542)	67.9	33.7	50,414	7,862
チトセピアホール	【所在】 千歳町 5-1 【開館】 平成3年11月1日 【主な施設】 ホール、楽屋4		500	58.0	26.4	42,694	7,674

施設名	施設概要	座席数	稼働率 (%)		利用者数 (人)	
			R元年度	R2年度	R元年度	R2年度
遠藤周作 文学館	【所在】 東出津町 77 【開館】 平成 12 年 5 月 13 日 【主な施設】 展示室 3、閲覧室 1、 書庫 1、思索空間 1、 ショップ 1	—	—	—	19,570	7,145

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館

- ・ブリックホール、チトセピアホール 令和 2 年 4 月 18 日～令和 2 年 5 月 31 日
令和 3 年 4 月 28 日～令和 3 年 6 月 7 日
- ・遠藤周作文学館 令和 2 年 4 月 10 日～令和 2 年 5 月 31 日
令和 3 年 4 月 28 日～令和 3 年 6 月 7 日

ス ポ ー ツ 振 興 課

1 全体概要

スポーツ振興課は、長崎市スポーツ推進計画（計画期間 平成27年5月～令和4年3月）に基づき、すべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを旨とするため、以下の基本理念に基づき、基本方針を設定し、事業を実施している。

長崎市スポーツ推進計画

【基本理念】

する・みる・支えるスポーツの振興

【基本方針】

1 子どもの運動・スポーツ機会の充実

2 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

3 住民が主体的に参画する地域の運動・スポーツ環境の整備

4 競技力の向上に向けた人材の養成、スポーツ環境の整備

5 国際大会、全国大会などの招致・開催などを通じたスポーツ振興、地域活性化、他都市との交流の推進

6 スポーツ界の好循環の創出

2 「する」スポーツの振興

(1) スポーツをする機会の提供（スポーツ大会の開催）

ア レクリエーション・スポーツ教室

日 程 令和3年5月15日（土）【中止】

会 場 市営陸上競技場

イ 市民体育・レクリエーション祭

期 間 令和3年10月3日（日）～11月21日（日）【予定】

会 場 総合運動公園かきどまり陸上競技場ほか

ウ 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク

日 程 【今年度は中止】

会 場 長崎港周辺（スタート・ゴール：長崎水辺の森公園）

エ 長崎新春駅伝

日 程 令和4年1月9日（日）【予定】

会 場 総合運動公園内

（参考）大会等参加者数推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2
スポーツ大会					
レクリエーション・ スポーツ教室	570 人	418 人	469 人	435 人	中止
市民体育・ レクリエーション祭	8,348 人	7,670 人	7,259 人	7,522 人	4,489 人
長崎ベイサイドマラソン &ウオーク	5,329 人	5,395 人	5,459 人	5,496 人	中止
長崎新春駅伝	1,368 人	1,290 人	1,336 人	1,086 人	中止

(2) スポーツをする場所の提供

ア 体育施設の貸出

【参考資料】「スポーツ振興課所管施設一覧表」（24～25頁参照）

イ 長崎市公共施設案内・予約システムの提供

- ・対象施設 …… 60施設
- ・システム登録者数 ……18,992人（令和3年3月末現在）

ウ 学校体育施設の開放（令和2年度開放実績）

- ・体育館開放 ……（夜間）小学校67校、中学校34校
（昼間）小学校67校、中学校34校
- ・武道場開放 ……（夜間）中学校21校
（昼間）中学校21校
- ・運動場開放 ……（夜間）小学校5校、中学校11校、商業高校
（昼間）中学校33校、商業高校
- ・プール開放 ……（夏休み期間中）小学校16校

利用実績
令和2年度
450,099人
令和元年度
533,532人

3 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ大会の誘致等

ア 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業

(ア) オリンピック聖火リレー

- ・全体日程：令和3年3月25日（木）～7月23日（金）
- ・県内日程：令和3年5月7日（金）～8日（土）
- ・長崎市内日程：令和3年5月7日（金）
- ・コース：平和公園（出発式）～長崎水辺の森公園（セレブレーション）

※一部公道を走行

(イ) 事前キャンプの受入状況

国名	種目	備考
ポルトガル	競泳	受入予定 ・時期 7月中旬 ・選手団 18名（選手9名、スタッフ9名） ・練習会場 市民総合プール
ベトナム	競泳、柔道、空手	キャンプ中止
ラオス	競泳	キャンプ中止

イ プロスポーツ大会の開催誘致・協力

【令和2年度実績】

区分	実施日	人数
V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待	令和2年12月6日、20日	1,552人

4 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策費の補助（令和3年度当初予算 5,058千円）

国体に向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に公益財団法人長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する強化練習及び講習会等の事業に対し、補助金を交付する。

【令和2年度実績】 国体種目競技力向上対策費 20競技
スポーツ普及指導費 27競技

イ ジュニアスポーツ競技力向上対策費の補助（令和3年度当初予算 15,969千円）

国体、全国高総体、中総体等の全国大会で優秀な成績を収めることを目指すため、小・中・高校生を対象に、公益財団法人長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する強化合宿及び遠征試合等の事業に対し、補助金を交付する。

【令和2年度実績】 24競技 参加人数 10,885人

ウ 社会体育選手派遣費の補助（令和3年度当初予算 13,488千円）

国際、全国、九州大会に出場する個人または団体に対し、大会参加に係る負担軽減を図るため、補助金を交付する。

【令和2年度実績】8件 639人

エ 社会体育大会出場奨励金の交付（令和3年度当初予算 11,138千円）

国際、全国、九州、県大会に出場する小・中学生及び高校生に対し、各種スポーツ大会での健闘を称え、本市代表として出場する上位大会での活躍を期待するとともに、更なる競技力の向上及び上位大会への出場意欲の向上を図るため、奨励金を交付する。

【令和2年度実績】87件 470人

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

ア 長崎市スポーツ推進審議会（委員 12人）（令和3年3月末現在）

イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会（加盟団体 47団体）（令和3年5月20日現在）

ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会（スポーツ推進委員 110人）（令和3年3月末現在）

エ 長崎市スポーツ少年団（登録団 90団、団員 1,471人）（令和3年3月末現在）

【参考資料】スポーツ振興課所管施設一覧表

施設名	施設概要	令和2年度 利用者数 (令和元年度)
総合プール	1 所在地 長崎市松山町2番2号 2 敷地面積 14,600㎡ 3 完成年月日 平成8年9月24日 4 施設 屋内プール 50m×21m 8コース、 25m×16m 7コース 幼児・児童用プール 屋外プール 流水プール、幼児・児童用プール、 着水プール スライダー 全長101m、高低差15m、所要時間17秒 全長88m、高低差12m、所要時間16秒	84,479人 (144,584人)
神の島プール	1 所在地 長崎市神ノ島町3丁目526番地33 2 敷地面積 5,500.36㎡ 3 完成年月日 平成29年10月31日（開場：平成30年1月6日） 4 施設 25m×11m 7コース（温水）、浴室、休憩室、和室	61,362人 (75,839人)
小ヶ倉プール	1 所在地 長崎市小ヶ倉町2丁目350番地 2 敷地面積 1,117㎡ 3 完成年月日 昭和43年8月3日（平成2年から長崎市で管理） 4 施設 25m×15m 7コース、幼児用プール	2,549人 (2,539人)
網場プール	1 所在地 長崎市界2丁目1番3号 2 敷地面積 3,804.30㎡ 3 完成年月日 平成10年3月31日（平成10年5月長崎県から移管） 4 施設 25m×20m 9コース、幼児用プール	4,362人 (3,431人)
アーチェリー場	1 所在地 長崎市白鳥町8番23号 2 敷地面積 1,917.08㎡ 3 完成年月日 昭和48年10月23日 4 施設 10射のオールラウンドタイプ（90m、70m、60m、50m、30mの全規定距離）	1,688人 (1,903人)
諏訪体育館	1 所在地 長崎市上西山町19番15号 2 敷地面積 2,020.30㎡ 3 延床面積 1,358.09㎡ 4 構造 鉄骨造2階建（柔剣道場棟）、鉄骨造瓦葺（弓道場） 鉄筋コンクリート造2階建（相撲場棟） 5 完成年月日 昭和40年3月31日（平成9年3月14日増改築） 6 施設 柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場、 更衣室、シャワー室	33,119人 (37,824人)
深堀体育館	1 所在地 長崎市深堀町5丁目712番地 2 敷地面積 1,656.57㎡ 3 延床面積 948.40㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造3階建 5 完成年月日 平成13年8月（平成5年4月1日から長崎市で管理） 6 施設 体育館（バレーボール1面、バドミントン3面）、更衣室、 シャワー室	10,623人 (19,068人)

施設名	施設概要	令和2年度 利用者数 (令和元年度)
三重体育館	1 所在地 長崎市三京町708番地1 2 敷地面積 975.47㎡ 3 延床面積 684.40㎡ 4 構造 鉄骨造2階建 5 完成年月日 平成19年9月1日 6 施設 体育館（バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球台6台）	23,493人 (22,723人)
野母崎体育館	1 所在地 長崎市野母町858番地 2 敷地面積 5,459㎡ 3 延床面積 2,544.357㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建 5 完成年月日 平成6年12月12日 6 施設 体育館（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン3面） トレーニング室、健康体力相談室、ミーティング室	7,740人 (20,398人)
三和体育館	1 所在地 長崎市布巻町88番地7 2 敷地面積 2,823㎡ 3 延床面積 2,104.94㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建（大屋根部鉄骨造） 5 完成年月日 昭和58年3月20日 6 施設 体育館（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン6面） 卓球2台（2階）	45,090人 (59,468人)
琴海南部 体育館	1 所在地 長崎市琴海村松町703番地14 2 敷地面積 1,908㎡ 3 延床面積 1,249㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建 5 完成年月日 平成7年3月28日 6 施設 体育館（バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面） ステージ、放送室、会議室、シャワー室	29,847人 (49,845人)

消費者センター

1 全体概要

消費者センターは、平成10年9月19日に「メルカつきまち」に設置され、消費者相談・啓発、計量検査・啓発、市民サービスコーナー（パスポートコーナーを含む）の業務を行っている。

■ 開業時間

消費者相談・啓発 計量検査・啓発	火曜日～金曜日 10時～19時 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 (消費者相談は10時～17時) 休業日 月曜日(ただし祝日の場合は、翌平日が休業)
市民サービスコーナー	住民票の写し・戸籍等の証明書の交付 月曜日 9時～17時 火曜日～金曜日 9時～19時 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 パスポート窓口 月曜日～金曜日 9時～17時(申請・交付) 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時(交付のみ)

※年末年始(12月29日～1月3日)は閉館

2 消費者相談・啓発

(1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止策の推進

ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあっせんや助言などを行い、適宜、国・県をはじめ長崎県弁護士会等との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

■ 消費生活の相談実績(平成30～令和2年度)

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	3,363	3,131	3,400

◆ 救済率(令和2年度) 96.9%

※ 救済率とは、あっせんや助言等により救済できた割合をいう。

※令和2年度については、令和3年4月25日時点の速報値。

■ 相談当事者の年代別構成（令和２年度）

年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	企業団体	合計
件数(件)	89	268	287	434	497	580	893	276	76	3,400
構成比(%)	2.6	7.9	8.4	12.8	14.6	17.1	26.3	8.1	2.2	100

※令和３年４月２５日時点の速報値。

■ 商品・役務別順位（令和２年度）

（独）国民生活センターの分類に準拠（商品一般を除く）

（単位：件）

順位	商品・役務名	件数	順位	商品・役務名	件数
1	デジタルコンテンツ(サイト料金などの不当請求等)	275	6	化粧品	120
2	健康食品	187	7	工事・建築	92
3	役務その他サービス(保険申請代行サービス等)	165	8	携帯電話サービス	87
4	不動産貸借	140	9	インターネット接続回線	85
5	フリーローン・サラ金	125	10	保健衛生品その他	69

※令和３年４月２５日時点の速報値。

イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に長崎市消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7つの「不当な取引行為」を定め、悪質事業者については指導・勧告・公表制度を活用し、厳正に対処している。

（現在までに指導・勧告に至った事案：6件）令和２年度は無し。

ウ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

悪質商法等の早期警戒のため、民生委員や福祉関係団体などから構成される消費者被害防止ネットワーク「長崎市消費者を守るネット(211団体)」(令和３年４月１日時点)に情報配信している。

エ 長崎市消費者安全確保地域協議会の運営

令和３年１月２６日に消費者安全法で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会を設立し、関係機関・団体等との連携を強化し、高齢者や障害者等、消費生活上特に配慮を要する消費者(要配慮消費者)の消費者被害の未然防止・拡大防止を図っている。

オ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事

故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発の主な展開

ア 出前講座の実施

消費生活知識や悪質商法の手口・対処方法などを自治会や学校等地域に出向いてお知らせしている。

イ 暮らしの講座の実施

消費生活に関する知識や消費者問題を知らせるための講座を実施している。

■ 講座開催実績（平成 30～令和 2 年度）

年 度	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
出前講座	5,527 人	78 回	4,753 人	80 回	1,119 人	27 回
暮らしの講座	409 人	6 回	259 人	5 回	85 人	4 回

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、回数・人数ともに大幅減となっている。

ウ 消費生活情報の発信

ホームページ、ツイッター、広報紙などを活用して、消費生活情報を発信している。

エ 消費者団体への活動支援

消費者問題の解決や地域の生活の向上のため、消費者への啓発や消費者問題に関する活動を行う団体(生活学校)を支援している。

オ 啓発用掲示板設置

高齢者やその周囲で見守りを行う方々への消費者トラブル情報周知のため市役所や病院（全 24 箇所）に掲示板を設置し、最新の注意喚起情報を提供している。

カ 若年者消費者教育強化事業の実施

民法改正による成年年齢 18 歳への引き下げ（令和 4 年 4 月 1 日施行予定）に対応し、若年者の消費者被害の防止、また自立した消費者の育成を目的として、若年者の消費者教育を推進する「消費者教育推進員」を消費者センターに配置し、学校等と連携して消費者教育に関する取り組みを強化する。

なお、令和 2 年度から民法改正施行年度の令和 4 年度までの 3 年間に、長崎県が対応する県立学校を除く、市内の中学校、高等学校、大学、専門学校全 86 校を対象として、集中的に取り組む。

3 計量検査・啓発

計量法第 10 条第 2 項により定められた特定市として、計量器の定期検査及び計量に関する取締り・指導業務等を行っている。

(1) 定期検査

商店・病院等において、取引又は証明に使用される計量器の定期検査を2年に1回実施している。市域を東南部と西北部に2分割し、交互に検査している。

■ 定期検査実績（令和2年度：東南部）

検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率
902戸	2,315器	24器	1.0%

※不合格の計量器については、買替え・修理及び廃棄などにより対応済。

(2) 立入検査

特定計量器の有効期限等を確認するため立入検査を実施するとともに、中元期及び歳末期にスーパー等において、商品量目（内容量）についての立入検査を実施している。

■ 立入検査実績（令和2年度）

特定計量器	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率
立入検査	19戸	17,447器	76器	0.4%
商品量目	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正個数率
立入検査	13戸	666個	8個	1.2%

※不合格及び不適正があった事業所については文書により改善指導を行っている。

(3) 計量の啓発

ア 計量記念日（11月1日）に関する啓発

計量記念日ポスターを市内の公立小学校、スーパー等に掲示を依頼して計量について広く市民に周知するとともに、市公民館等において家庭用はかりの無料検査を実施している。

イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

4 市民サービスコーナー

市内中心部の繁華街に近いサービスコーナーとして、多くの市民が利用している。

利用者のニーズに応えるため、平日の時間延長及び土曜日・日曜日・祝日に窓口業務を行っている。

- (1) 業務内容 住民票、戸籍、印鑑登録に関する証明書の交付
納税証明を除く税務関係の証明書の交付

(2) 取扱実績

■ 最近3年間の発行件数の推移 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	57,757	54,652	46,416

5 パスポートコーナー

長崎県からの権限移譲に伴い、平成21年7月1日から長崎市民を対象としたパスポート発給申請受付及び交付を行っている。(長崎市民は、原則として長崎県パスポートセンターでは申請できない。)

■ 年間取扱件数 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請件数	11,819	10,500	1,196
交付件数	11,713	10,441	1,381

※新規・切替・変更・増補等の合計件数

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、各国が入国制限等の措置をとったことにより、申請・交付件数ともに大幅減となっている。

もみじ谷葬斎場

1 全体概要

もみじ谷葬斎場は、長崎市内唯一の火葬場として、遺体、死産児等の火葬に関する業務等を行っている。

2 施設の概要

名 称	長崎市もみじ谷葬斎場
所 在 地	長崎市湍町 26 番 6 号
開 設	大正 10 年 4 月 (市営火葬場) 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月全面建替 昭和 56 年 4 月「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 施設の一部改修
土 地	4,163.76 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部 2 階建) 762.79 m ² 延べ床面積 1,318.39 m ²
建設費総額	428,245 千円
火 葬 炉	12 基 (本炉 11 基 (台車式)・小型炉 1 基)

3 火葬状況

(1) 令和 2 年度の火葬件数等

種 別		市 内 (件)	長与町 (件)	時津町 (件)	市 外 (件)	計 (件)	火葬場使用料 (千円)
遺 体	12 歳以上(大人)	5,144	348	265	155	5,912	39,192
	12 歳未満(小人)	8	1	2	0	11	44
	小 計	5,152	349	267	155	5,923	39,236
死 産 児		53	6	4	9	72	216
肢体・埋葬遺骨・臓器		722	5	0	27	754	1,724
産 汚 物 ※		161	0	0	0	161	322
計		6,088	360	271	191	6,910	41,498

※「産汚物」とは、出産に伴い排出された胎盤等をいう。

(2) 火葬件数の推移

(単位：件)

種別	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
遺 体	5,741	5,866	5,782	5,849	5,923
その他	861	928	1,258	1,415	987
計	6,602	6,794	7,040	7,264	6,910

4 火葬場費負担金（長与町、時津町）

平成 17 年 1 月 4 日の市町村合併などに伴い広域圏事業を廃止したことにより、2 町の取り扱いについて協議を行い、火葬場使用料は合併後も引き続き市内料金を適用することとし、負担金の計算方法について見直しを行った。

	見直し前	見直し後
火葬場 使用料	市内料金を適用	同左
負担金の 計算方法	燃料負担金＋定額負担金＋工事負担金	前々年度の火葬場決算総額（人件費を含み、国庫補助金・交付金を除く。）を基にした火葬実績按分額から、町民が長崎市に支払った使用料の総額を除いた額

【負担金の推移】

(単位：千円)

年度 区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
長与町	7,911	8,955	7,589	8,314	7,463
時津町	5,763	6,315	6,166	5,783	5,801
計	13,674	15,270	13,755	14,097	13,264

5 長崎市葬祭費補助金

高島火葬場及び池島火葬場を平成 19 年 3 月に廃止したことに伴い、両地区住民の火葬に要する費用負担増に対し補助を行っているが、平成 27 年度から利用実態に即し、町内で葬儀を行うことという要件を撤廃し、遺体搬送に要する救急艇又はフェリーの費用を補助対象とする制度の見直しを行った。

【補助対象者】

死亡者の葬祭を行う者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ・ 死亡者の住所が高島町又は池島町にあること
- ・ 火葬を行うため、遺体を両町からフェリー又は救急艇で搬送すること

【補助金額】

(単位：円)

区分	補助金額	備考
高島町	10,884	救急艇
池島町	12,870	フェリー

※金額は、令和3年6月1日現在

【支給実績】

(単位：件)

区分 \ 年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高島町	1 (10人)	1 (10人)	1 (8人)	1 (11人)	1 (12人)
池島町	0 (0人)	0 (2人)	0 (2人)	0 (2人)	0 (0人)

※ () の人数は、各町に住民票があり、もみじ谷葬斎場で火葬した人数を示す。